

要 請 書

平成 25 年 8 月

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

軍転基協第18号
平成25年8月 日

殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多

基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土面積のわずか0.6パーセントに過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約74パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、周辺住民をはじめ、県民生活に様々な影響を与えております。

この様な中、MV-22オスプレイ2個飛行隊の配備、相次ぐ航空機の墜落事故、基地跡地からの有害物質の発見など、県民の不安や負担はますます増大しております。

また、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還に関する統合計画が発表されましたが、政府による取り組み内容の説明は十分ではありません。

このため、本協議会は、基地から派生する問題が広範多岐にわたり、年々深刻化する状況に鑑み、基地問題の解決促進に関する要請を行っておりますが、国におかれては、長年にわたって過重な基地問題を負担してきた沖縄県民の切実な要望に応えるため、県民の目に見える形で基地負担の軽減がなされるよう、着実に諸課題の解決を図っていただきたいと考えております。

つきましては、基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

要請事項

米軍基地負担の軽減について

- 1 オスプレイの配備について
- 2 日米共同発表について
 - (1) 普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去について
 - (2) 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
 - (3) ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について
- 3 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について
- 4 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について
- 5 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について
- 6 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について
- 7 日米地位協定の抜本的な見直しについて

米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

- 1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について
- 2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

米軍基地負担の軽減について

1 オスプレイの配備について

要請

- ア オスプレイの配備計画を中止すること。
- イ 具体的なオスプレイの配置分散の実施を行うこと。
- ウ 日米合同委員会合意事項を徹底的に遵守すること。
- エ 住民地域に隣接する着陸帯の運用を停止すること。
- オ オスプレイの低周波音による人体及び環境への影響を調査すること。

理由

昨年9月、日米両政府は、オスプレイの飛行運用に当たって最大限の安全対策を採ることに合意したとしておりますが、昨年12月に沖縄県が求めた飛行状況の検証に対し、去る7月30日に日本政府は当該合意に基づき飛行運用を行っているものと認識していると回答しております。

米軍の裁量に委ねられた当該合意事項に基づく飛行運用は、県民不安の解消に繋がるものではなく、政府は厳格に実効性が担保されるよう強く求めるべきであります。

本協議会は、これまで再三にわたり、県民の不安が払拭されていない状況では、MV-22 オスプレイの沖縄配備には反対すると申し入れてきたにも拘らず、去る8月3日及び12日、普天間飛行場にオスプレイの2番目の飛行隊が飛来しました。

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、オスプレイの配備が同飛行場の危険性を増大させることは明らかであります。

昨年11月に沖縄県が実施した調査において、オスプレイが発する低周波音のレベルは、他の米軍機に比べて高い数値を示すことが確認されるなど、これまで以上に日常生活への影響が懸念され

ております。

住宅等に近い着陸帯での運用における低空飛行は、付近住民などに不安や騒音被害などの影響を及ぼしております。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安全保障体制に貢献してきましたが、進まぬ整理・縮小、頻発する事件・事故に加え、オスプレイの追加配備により、依然として負担軽減は現れておらず、その認容は限界に達しております。

つきましては、オスプレイの配備計画中止に向け、速やかに配置分散の実施や訓練移転など、実効性のある措置を講じていただく必要があります。

また、日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守や飛行実態の確認、住民地域に隣接する着陸帯での離発着などの運用停止など具体的な措置が必要であります。

さらに、政府においてオスプレイの運用に伴う低周波音の測定を行い、人体及び環境に及ぼす影響を調査し、その結果、影響が確認された場合には適切な措置を講ずる必要があります。

2 日米共同発表について

(1) 普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去について

要請

- ア 普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むこと。
- イ 返還するまでの間であれ、普天間飛行場の危険性の除去及び騒音の軽減について、早急に抜本的な対策を講じること。

理由

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。特に、平成16年8月には、沖縄国際大学構内に普天間飛行場所属の大型ヘリコプターが墜落、炎上する深刻な事故が発生しており、同飛行場の早期返還及び危険性の除去は県民の強い願いであります。

日米両政府は、平成24年4月の日米安全保障協議委員会共同発表において、「キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが計画されている普天間飛行場代替施設が、引き続き、これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認した」とのことですが、地元の理解が得られない移設案を実現することは、事実上不可能であると考えております。

つきましては、代替施設を名護市辺野古に設置するとした日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組んでいただく必要があります。

また、返還するまでの間であれ、その危険性を放置することは

できないことから、一日も早い危険性の除去及び騒音の軽減に取り組んでいただく必要があります。

政府においては、平成 19 年 8 月に公表した危険性除去のための諸施策を平成 21 年 5 月までに全て完了したとのことですが、地域住民の生命、財産、安全を守る観点から、更なる抜本的な改善措置を早急に講じていただく必要があります。

(2) 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

要請

- ア 在沖海兵隊の国外移転と沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画については、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等十分な説明を行うこと。
- イ 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう配慮すること。
- ウ 政府の責任において、移設先の環境整備を行うこと。
- エ 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。
- オ 統合計画の実施にあたっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。
- カ 駐留軍従業員の雇用の確保について統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。
- キ SACO関連事業等で協議が中断している事例について、早急に協議を再開すること。また、公共事業の推進に伴う施設・区域の一部返還等について協議を進めること。

理由

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川及び海域の汚染や土壌の汚染、航空機事故のほか、米軍人等による刑法犯罪等の発生などは、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

去る4月5日、日米両政府は、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画を発表しました。

在沖海兵隊約9千人の国外移転及びそれに関連する嘉手納飛

行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があります。

発表された統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還範囲、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組み内容が示されていない部分があります。

本協議会としては、政府が十分な説明を行うこと、また、今後の推進にあたっては、地元の意向を反映させ、計画的に実施されることが必要と考えております。

今後、統合計画の実施に伴って、大規模な土地の返還が予定されていることから、跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、返還する施設・区域の使用履歴、土壌調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供をしていただくと共に、国有地の活用、返還時期等についての地元の意向への配慮をしていただく必要があります。

また、駐留軍従業員の雇用確保についても、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行っていただく必要があります。

在沖海兵隊の国外移転については、統合計画の進展に支障をきたすことがないように、速やかに開始する必要があると考えております。

さらに、SACO関連事業として採択されたにも拘わらず、再編実施のための日米ロードマップで示された施設・区域の統合が進展しないことを理由に、キャンプ・ハンセン所在町村が計画している金武地区一般廃棄物最終処分場建設など事業実施に向けた協議が進んでいない事例があり、地域の活性化・生活に関わる整備については、早急に協議を再開していただく必要

があります。

(3) ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について

要請

ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。

理由

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソデイカの好漁場であります。

また、同訓練区域には、那覇～南北両大東島間の航空路及び海上交通路が近接しており、生活航路の安全確保の観点からも懸念があります。

さらに、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域は、パヤオ漁が盛んであるとともに、もずく養殖場が隣接しております。

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。また、平成20年4月には鳥島射爆撃場の訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事件が発生するなど、漁船の安全操業がおびやかされております。

特に、鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還により、県民の生活と安全を確保し、県土の均衡ある発展を図る必要があります。

3 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

要請

- ア 事件等の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀肅正措置を図ること。
- イ 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。
- ウ 事件・事故の再発防止策について、その実効性の検証を含め、抜本的な対策を講じること。

理由

これまで本協議会では、米軍人・軍属等による事件等の根絶を図るため、綱紀肅正や再発防止、特に未成年者を重視した兵員・家族への教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところであります。しかしながら、依然として事件・事故が後を絶たない状況が続いております。

米軍構成員等による刑法犯罪は、復帰から平成25年6月末現在で5,816件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶悪事件が570件（民間人殺害事件12件を含む）発生しております。

昨年1年間においては、沖縄本島中部において、米海軍兵2名による集団強姦致傷事件が発生するなど、54件の刑法犯罪が発生しており、県民の事件事故に対する不安は増すばかりであります。

県民に大きな不安を与える、このような米軍人等による事件・事故の再発を防止するには、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀肅正措置がとられる必要があります。また、県民の不安を軽減する観点から、事件等の徹底した原因究明及び事件等に係る調査結果についても、速やかに公表していただく必要があります。

ます。

さらに、平成25年2月に在日米軍は、再発防止策の一環として、「新たな勤務時間外行動の指針」を発表しましたが、外出規制時間帯の飲酒に絡む事件・事故が度々発生しており、これらの措置の実効性の検証も含め、日米両政府において、抜本的な再発防止策を講じていただく必要があります。

4 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

要請

- ア 訓練・演習の具体的な内容を事前に公表すること。
- イ 演習等による事故が発生した場合は事故調査結果を速やかに公開し、原因究明を徹底的に行うとともに、安全管理において抜本的かつ実効性のある措置を講じること。
- ウ 米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行うこと。

理由

本協議会は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は後を絶たない状況が続いております。

航空機関連事故については、平成16年の沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故、平成18年のホテル・ホテル訓練区域でのF-15戦闘機墜落事故、平成20年の名護市での嘉手納エアロクラブ所属の小型飛行機墜落事故などを含め、復帰後562件（うち45件が墜落事故）が発生しております（平成25年8月20日現在）。

本年も、5月には沖縄本島の東約70マイルの太平洋上にF15戦闘機が、8月にはキャンプハンセン中部訓練場内にHH60ヘリコプターが、墜落する事故が発生しており、原因究明がなされるまでの同機種飛行中止、事故原因の徹底的な究明と公表、再発防止措置を含む一層の安全管理の徹底等に万全を期すよう強く米軍側へ求めていただく必要があります。

さらに、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等による山林・原野火災（復帰後、平成25年6月末までに549件発生）や、山肌が裸地化し、そこから赤土が流出する事態も発生しているほか、ハリアー攻撃機による訓練水域外への爆弾誤投下（平成20年・鳥島射爆撃場）、提供施設外への米兵のパラシュート降下（平成25年5月・伊江島）などの事故も相次いでおります。

訓練・演習の実施にあたっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や、実施時間など詳細についての情報は記載されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

つきましては、住民の不安を軽減するためにも、演習・訓練の実施にあたっては、その具体的内容を事前に公表していただく必要があります。

また、事故が発生した場合は、事故調査結果を速やかに公開し、原因究明を徹底的に行っていただくとともに、安全管理において、抜本的かつ実効性のある措置を講じていただく必要があります。

米原子力艦船が頻繁に寄港する本県においては、万が一原子力事故が発生した場合に備えた十分な予防・応急対策の構築が喫緊の課題となっております。

つきましては、米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、関係地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行っていただく必要があります。

5 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

要請

- ア 嘉手納飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。
- イ 環境基準の達成に向け、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に運用すること。
- ウ 住宅地上空の飛行を回避すること。
- エ 両飛行場周辺における航空機の飛行高度、飛行コース等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを公表すること。
- オ 住宅防音工事対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅への適用拡大、事務所・店舗の対象化等、騒音対策の強化・拡充を図ること。
- カ 認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。
- キ 太陽光発電システム設置助成の早急な制度化を図ること。

理由

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

本協議会は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところではありますが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場では、F-15 戦闘機等の常駐機に加え、国内外から飛来するいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が頻繁に行われ、加えて F-22 戦闘機の暫定配備期間が延長されるなど、周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、排気ガスによる異臭、聴力の異常、授業の中断等、地域住民の健康や生活に甚大な被害を与え続けております。

同飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、継続的に訓練移転の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、早急に具体的かつ実効性のある対応策を講じていただく必要があります。

普天間飛行場周辺では、ヘリコプターの住宅地上空における低空旋回飛行による恒常的な騒音発生や低周波音が問題となっており、さらに FA-18 戦闘攻撃機等の外来機による離発着が頻繁に行われております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された平成 8 年 3 月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音規制措置を厳格に運用していただく必要があります。

また、嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する米軍機が、両飛行場周辺のみならず沖縄本島の広い範囲において住宅地上空を飛行しており、近年、県内各地から苦情が増加していることから、住宅地上空の飛行を回避する必要があります。

航空機騒音規制措置や住宅地上空の飛行に関し、効果的な対策

を図るためには実態を把握する必要があることから、飛行高度や飛行コース等の飛行実態を明らかにするため、政府において継続して調査を行い、そのデータを県民に公表していただく必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された防音工事が対象とならない住宅が多くなっているほか、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事が対象とならない事務所、店舗も多く存在しております。

つきましては、住宅防音工事区域指定値の現行 L den62 デシベル（75WECPNL）から環境基準値 L den57 デシベル（70WECPNL）に改めること等による対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅の防音工事対象化、事務所・店舗の防音工事対象化等、騒音対策の強化・拡充を図っていただく必要があります。

また、航空機騒音によって、子ども達の心身に及ぼす悪影響が懸念されているところですが、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基づく防音対策事業においては、認可外保育施設は補助の対象外とされています。

認可外保育施設に入所する乳幼児の健やかな成長のため、認可外保育施設を認可保育所と同様の基準で防音対策事業の補助対象施設としていただく必要があります。また、補助対象経費には、防音設備、空調設備に対する工事費のほか防音対策事業関連の維持費も含めていただく必要があります。

住宅防音工事が実施された住宅には空調機器が設置されてお

りますが、当該空調機器の電気料金については原則住民の負担となっております。

電気料金の負担を軽減するための施策として、太陽光発電システムの設置助成の可否について検討が行われていると承知しておりますが、当該システム設置助成の早急な制度化を図っていただく必要があります。

6 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

要請

- ア 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立ち入りを認めること。
- イ 日米地位協定に環境条項を新設し、環境保全に関する国内法の適用等を行うこと。
- ウ 日米地位協定が改定されるまでの間も、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続きに準じた対応を行い、その結果について、迅速に地方自治体等に説明すること。
- エ 米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について必要な調査を実施し、適切な措置を講じること。
- オ 普天間飛行場を防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とすること。
- カ 米軍の東日本大震災支援に伴う放射性廃棄物が普天間飛行場に保管されていることに関し、放射能レベル等の情報を開示するとともに、政府の責任において適切かつ早期の処理を行うこと。また、放射能関連事項については速やかに地元自治体等への連絡を行うこと。
- キ 過去に本県の米軍施設内で枯葉剤が使用されていたとする退役米軍人等の証言について、政府において調査を行い、地元自治体等へ説明を行うこと。

理由

世界的に環境保護の重要性が叫ばれている今日、自然環境の保全には特に力を注いでいく必要があります。

しかしながら本県においては、依然として米軍基地に起因する種々の生活環境被害や自然環境破壊が発生しており、さらに現状では、米軍の運用に対しては環境保全に関する国内法は適用されず、情報開示も十分になされていないことから、多くの問題が生じております。

特に、油類及び汚水等の流出事故については、復帰後 165 件が確認されており（平成 25 年 6 月末現在）、最近においても、汚水やジェット燃料が河川を通じ民間地域へ流れ出る事故が度々発生しております。これらの河川や、米軍基地の地下に存在する井戸は、県民の水道用水の貴重な取水源であることから、このような事故は、環境の汚染はもとより、県民の健康への影響の面からも懸念されます。

また、嘉手納飛行場では、サイレン・爆発音・拡声器放送を使用した訓練・演習が行われ、日常的に航空機騒音に悩まされている周辺住民にさらなる苦痛を与えております。

さらに、キャンプ・シュワブ廃弾処理場における廃弾処理等から発生する爆発音により、周辺住民に不安や生活環境への影響が生じております。

つきましては、米軍の活動及び基地運用等により発生する生活環境・自然被害への防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立ち入りを認めていただく必要があります。

また、米軍の運用に対しても、環境保全に関する国内法が適用

されるよう、日米地位協定に環境条項を新設していただく必要があります。

さらに、日米地位協定の見直し等が行われるまでの間も、全ての環境関連の事件・事故等について、日本政府の責任において、国内法の基準や手続等に準じた対応を行い、その結果について、迅速に地元自治体等に説明を行っていただく必要があります。

一方、米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について、米軍基地周辺住民等の要望に基づき必要な調査を実施し、影響が認められた場合は、適切な措置を講じていただく必要があります。

普天間飛行場は、FA-18等のジェット戦闘機も飛来する米海兵隊の航空基地であります。県の実施する平成23年度航空機測定結果では、依然として環境基準の超過が観測されるなど航空機騒音が激化しており、防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とする等適切な措置を講じていただく必要があります。

また、米軍の東日本大震災支援関連の放射性廃棄物が普天間飛行場に保管されていることに関し、原子力発電所の事故処理が継続している中、県民の不安を解消するためには、迅速かつ十分な情報開示が不可欠であり、また、政府の責任において、適切かつ早期に処理していただく必要があります。

さらに、本県の米軍施設・区域内において過去に枯葉剤が使用されていたとする在沖米軍基地に駐留していた退役米軍人等の証言に加え、米軍がベトナムから沖縄に枯葉剤を運び、貯蔵したとする米陸軍化学物質庁の報告書に関する報道により、地元自治体では健康被害、環境汚染等の懸念がますます広がっております。

つきましては、住民の不安を解消するため、政府において調査

を行い、地元自治体等へ説明を行っていただく必要があります。

7 日米地位協定の抜本的な見直しについて

要請

以下に示すとおり、日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

- (ア) 第2条関係（施設・区域の許与、決定、返還、特殊使用）
 - a 施設・区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から要請があった場合、これを検討する旨を明記すること。
 - b 前述の検討に際し、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨の明記と、返還の検討に際しても同様に対応することを明記すること。
 - c 個々の施設・区域に関する協定には、その使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。
- (イ) 第3条関係（施設・区域内外の管理）
 - a 事前通知後の施設・区域への立入りを含め、地方公共団体の公務遂行上必要なあらゆる援助を与え、緊急の場合は、即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
 - b 航空機事故、山火事など、施設・区域内で発生した事件・事故についても速やかに情報を提供し、災害の拡大防止のため適切な措置を執る旨を明記すること。
 - c 演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、日本国内法を適用する旨を明記すること。
- (ウ) 第3条A（施設・区域の環境保全等）
 - 次の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。
 - (a) 合衆国軍隊の活動に伴って発生する公害を防止し、自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を

有し、環境保全に関する日本国内法を適用する。

(b) 施設・区域におけるすべての計画策定に当たっては、人、動植物等に及ぼす影響を最小限とし、当該計画に基づく事業実施前後においても影響を調査、評価し、当該結果を公表するとともに、日米両政府は調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議する。

(c) 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染は、合衆国の責任において適切な回復措置を執り、費用負担は日米両政府間で協議する

(エ) 第4条関係（施設・区域の返還、原状回復、補償）

日米両政府は、施設・区域の返還に際し、事前に環境汚染等を共同で調査し、環境汚染が確認されたときは、原状回復等の必要な措置を執ること。費用負担を日米両政府間で協議する旨を明記すること。

(オ) 第5条関係（船舶・航空機の出入・移動）

a 民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。

b 「出入」・「移動」には、演習等の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。

(カ) 第9条関係（米軍人・軍属・家族の出入国）

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関し、国内法を適用する旨を明記すること。

(キ) 第13条関係（課税）

私有車両に対する自動車税等について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

(ク) 第15条関係（歳出外資金諸機関）

施設・区域内の諸機関が提供する役務について、日本人に対する提供を制限する旨を明記すること。

(ケ) 第 17 条関係（刑事裁判権）

日本国当局からの被疑者の起訴前の拘禁移転要請に応ずる旨を明記すること。

(コ) 第 18 条関係（民事請求権）

a 公務外の合衆国軍隊の構成員、軍属、若しくはそれらの家族の行為等により損害が生じた場合、損害賠償額が裁判所の確定判決に満たない場合は、日米両政府の責任で差額を補填し、補填に要した費用負担を両政府間で協議する旨を明記すること。

b 日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえ、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

(サ) 第 25 条関係（合同委員会）

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

理由

本県には米軍基地が過度に集中し、しかも基地の多くが住宅地域に近接しており、これらの米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人・軍属及びその家族による犯罪等が県民生活に大きな影響を及ぼしていることから、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しが重要な課題となっております。

本協議会は、米軍基地に起因する様々な事件・事故等から県民生活や人権を守り、県民の福祉向上を図る観点から、米軍基地の

運用のあり方等についての検討が必要であると考え、これまで機会あるごとに日米地位協定の抜本的見直しを日本政府に求めてまいりました。

日米地位協定は、締結から 50 年以上が経過し、環境についての対応が全く触れられていないなど、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代にそぐわないものとなっております。

つきましては、基地の提供責任者である日本政府において、早急に日米地位協定の抜本的見直し作業に着手し、実務的な対応を行っていただく必要があります。

米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について

要請

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用が図られるよう、国、県、関係市町村の密接な連携による駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進すること

理由

平成 24 年 4 月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」(跡地利用推進法)においては、基本理念が新たに規定され、国の責任を踏まえた国による跡地利用の主体的な推進が明記されたほか、返還実施計画に基づく支障除去措置、立入のあっせんに係る国の義務、拠点返還地の指定、国の取組方針の策定、駐留軍用地跡地利用推進協議会などについて定められております。

跡地利用を円滑に推進するためには、早い段階での跡地利用計画の策定が重要であり、計画の策定に向けた文化財調査や自然環境調査等のための基地内への立入調査を迅速かつ円滑に実施できるよう、国の積極的な働きかけが必要であります。

また、平成 25 年 4 月の統合計画において、返還時期が平成 26 年度又はその後と早期の返還が示されたキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区については、跡地利用推進法を活用した先行モデルとなるものであり、国による拠点返還地の指定及び取組方針の策定が必要であります。

今後の跡地利用推進法に規定する「駐留軍用地跡地利用推進協

議会」においては、諸課題を所管する関係大臣が参加し、跡地利用の推進に関する施策について具体的な協議を行うなど、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用が図られるよう、国、県、関係市町村の密接な連携により駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進する必要があります。

今年6月、米軍基地跡地に所在する沖縄市サッカー場の工事現場において、地中より米国化学薬品製造企業名が表記されたドラム缶が発見されました。その付着物から高濃度のダイオキシン類が検出されるなど、枯葉剤との関連が懸念されており、県民に大きな不安を与えております。

また、沖縄市においては、「スポーツコンベンションシティ」を目指し街づくりに取り組んでいる中で発生した事案であり、サッカー場整備事業の中断による事業費の損失など多大な影響が生じております。

つきましては、既に返還された土地についても跡地利用推進法の趣旨を踏まえ、国の責任において汚染原因の特定、支障除去措置、地権者の負担が生じないよう適切な措置等を講ずる必要があります。

2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

要請

- ア 道路・河川等を整備する公共事業の推進上必要な、米軍施設・区域の一部返還を迅速に進展させること。また、返還に至るまでの間、工事实施が可能な個所・区域については、早期の工事着手について協力すること。
- イ 米軍発注工事における履行保証証券（履行ボンド）の免除及び分離・分割発注の実施に取り組むこと。

理由

陸上交通の大半を自動車交通に依存し、台風や集中豪雨による浸水被害を頻繁に受ける本県にとって、道路網の体系的整備及び治水等の河川整備は、県民生活の利便性向上及び安全・安心の県土づくりを進める上で極めて重要な公共事業であります。

しかしながら、これらの公共事業を実施する上で米軍施設・区域の一部返還が必要となる場合、部分的な敷地境界線の変更であるにも関わらず、それに向けた協議が進展しないために、長年にわたり公共事業の進捗が滞る事例が多く生じております。

つきましては、本県の道路・河川等を整備する公共事業を推進する上で必要な、米軍施設・区域の一部返還を迅速かつ着実に進展していただく必要があります。

なお、返還に至るまでの間、工事实施が可能な個所・区域については、県民生活の利便性向上等を早急に図る観点から、早期の工事着手について協力いただく必要があります。

また、沖縄に駐留する米軍からは、毎年多くの工事が米国予算で発注されており、近年では軍人・軍属向けの住宅改修工事のよ

うに、100億円規模の大型案件の発注も行われています。

しかしながら、米国の入札手続では、15万ドル以上の建設工事の場合、契約時に契約金額100%の履行保証証券（履行ボンド）を提出する必要があることから、大型工事になる程、県内建設業者では同証券の確保ができず、また保証する側である地元保険会社でも対応できない状況にあります。

履行ボンド提出の根拠となっている米国ミラー法には、外国で行われる工事契約について、履行ボンドの免除条項が存在していますが、このような条項の適用や、地元業者でも参入可能な工事規模への分離・分割など、様々な工夫を行うことにより、沖縄の基地内で発注される工事に、地元業者がより参入しやすくしていただく必要があります。

沖繩県軍用地転用促進・基地問題協議会

会 長	沖繩県知事	仲井眞弘多
副会長	那覇市長	翁長雄志
副会長	金武町長	儀武剛
会 員	宜野湾市長	佐喜眞淳
〃	石垣市長	中山義隆
〃	浦添市長	松本哲治
〃	名護市長	稲嶺進
〃	糸満市長	上原裕常
〃	沖繩市長	東門美津子
〃	豊見城市長	宜保晴毅
〃	うるま市長	島袋俊夫
〃	宮古島市長	下地敏彦
〃	南城市長	古謝景春
〃	国頭村長	宮城久和
〃	東 村 長	伊集盛久
〃	本部町長	高良文雄
〃	恩納村長	志喜屋文康
〃	宜野座村長	當 眞 淳
〃	伊江村長	島袋秀幸
〃	読谷村長	石嶺傳實
〃	嘉手納町長	當 山 宏
〃	北谷町長	野国昌春
〃	北中城村長	新垣邦男
〃	中城村長	浜田京介
〃	渡名喜村長	上 原 昇
〃	北大東村長	宮城光正
〃	久米島町長	平良朝幸
〃	八重瀬町長	比屋根方次